

平成30年6月定例会 特別委員会の記録

避難地域等復興・創生対策特別委員会

委員会は、付議事件1「避難地域等復興・創生対策について」の主要事業等について、執行部から説明を受けるとともに、審議を行った。

付 議 事 件
1 避難地域等復興・創生対策について
2 上記1に関連する事項
調査事項及び調査内容
1 <u>避難地域等復興・創生対策について</u>
(1) <u>安心して暮らせるまちの復興・創生及び生活再建支援について</u>
① <u>復興の更なる加速化</u>
② <u>帰還支援・生活再建支援</u>
(2) <u>復興・創生期間後の施策について</u>
① <u>復興・創生期間後の施策</u>
(3) <u>環境回復・原発事故収束対策について</u>
① <u>除染等の推進</u>
② <u>廃棄物等の処理</u>
③ <u>廃炉・汚染水対策</u>

委員長名	青木稔
委員会開催日	平成30年5月17日(木)、7月4日(水)
所属委員	[副委員長] 宮川政夫 橋本徹 [理事] 神山悦子 円谷健市 [委員] 矢島義謙 安部泰男 小林昭一 宮川えみ子 杉山純一 亀岡義尚 太田光秋



青木稔委員長

(5月17日(木))

亀岡義尚委員

再生可能エネルギーについて、原発事故後、再生可能エネルギー先駆けの地を目指すことが復興計画の1丁目1番地となっており、2040年に県内エネルギー需要の100%を再生可能エネルギーで賄うとの目標に向かって前進している。直近では約32%を占めており、順調に推移しているとの説明があった。

生活していると、再生可能エネルギーはもう伸び切ってしまったのではないかと感じる。2040年はまだ少し先であるが、買い取り価格も下降ぎみで、太陽光発電も頭打ちではないか。風力発電も余り伸びておらず、今までは確かに順調に来た

かもしれないが、県としてはこれからどの分野が伸び代だと思うか。

企画調整課長

今のところ順調であり、数字はまだ3割程度だが、消費電力に対する割合ではもう6割で、かなり高くなっている。

これまでは太陽光等が伸びてきたが、固定価格買取制度の期限が近づいていることもあり、新年度からは、売電から地産地消へと新たな取り組み等を進めている。

国のエネルギー政策においても、再生可能エネルギーの割合が高く設定されている。引き続き、本県の特徴である多様な県土を生かし、太陽光発電や洋上風力発電、丘での風力発電、温泉を活用したバイナリー発電及び森林を活用したバイオマス発電など、あらゆる可能性を探りながらしっかり取り組んでいく。

宮川えみ子委員

洋上風力発電の取り組み状況を聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進監兼政策監

洋上風力発電関係は商工労働部が対応しているため、執行部交代後に質問願う。

神山悦子委員

共産党県議団が避難地域の首長と懇談した際に、首長から共通して出されたのは、復興・創生期間が終わった後の継続が心配とのことだった。

帰還困難区域解除から1年がたったところもあり、置かれている状況は異なるが、さまざまな支援により始まった事業が、復興・創生期間が終わったら打ち切りになるのではないかと心配もある。例えば、川内村においては、圃場整備で農家負担なしの事業が始まっているが、終了後に受益者負担があるのではないかと心配もある。いろいろな事業が始まっているが、あと数年で終わると、市町村の持ち出しになるのか、避難者の負担になるのかが見えてこないと言っていた。今後の課題だが、復興庁なき後の体制や予算の財源確保も含め、現時点での県の考えを聞く。

企画調整課長

本県がこうむった災害は非常に複雑で、10年では解決できないものがたくさんある。

特定復興再生拠点の整備、廃炉・汚染水対策、風評・風化対策等については復興・創生期間後も必要になってくるため、しっかりと国に対応を求めている。

また、復興・創生期間後も切れ目なく安心感を持って復興を進めていくことについて懸念の声もあるため、現時点において今後の取り扱いは明確になっていないが、復興のイメージを国、県及び市町村で共有していくことが必要だと思う。個別の話の前に議論を進めていきたい。

神山悦子委員

ぜひ続けて取り組んでほしい。

家賃助成について、家賃賠償が県での対応になった。相談があったため個別に聞いたが、6月1日の受け付け開始など、周知徹底されていないのではないかと心配。本人には直接情報が届いていると思うが、周知はどのように行っているのか。また、県はどのような方法で対応していくのか。さらに、対象者は何世帯と見ているのか。約7,000世帯と聞いていたが、東京電力から預かった金額も含めて聞く。

生活拠点課長

家賃支援事業について、6月1日の申請開始に向けて、4月下旬から、3月まで家賃賠償を受けていた方のうち、この事業を希望する方に県から申請書を送っている。

それに当たり、事前に受付窓口を開設することや、ホームページへの掲載、報道機関への投げ込み等によって事業開始を周知している。また、全国にある生活相談拠点や全国の都道府県へのお知らせにより周知を図っている。

対象世帯は当初約7,300世帯としていたが、現在、この事業を希望しているのは約5,700世帯で、今後ふえていくのではないかと考えている。

東京電力からは、総額57億円を受けることになっている。

神山悦子委員

その相談が心配である。県が窓口になっているため、県にその人が直接相談すればよいと思ったが、東京電力の賠償を受けていたので東京電力の窓口相談し、その後県に相談してほしいと案内があったとのことだった。

少し混乱するのではないかと。県の窓口相談があっても東京電力に情報共有していると思うが、対応としてそれでよいのか。

また、57億円を東京電力から受けるとのことだが、本来なら東京電力がずっとやればよい話ではないか。なぜ県が引き受けたのか。

さらに、期間はどうか考えているのか。

生活拠点課長

相談の件について、対象者は家賃賠償をことし3月末まで受けていた方であり、家賃賠償の情報は県では全く持っていなかった。

自分が家賃賠償対象世帯かを東京電力に聞くよう案内し、県の行う事業については、県のコールセンターで相談を受け、実際どういった支援になるか伝えている。

家賃賠償の経過については、応急仮設住宅の供与が平成31年3月まで延長になっているが、その先はまだはっきりしていない。家賃賠償が3月で終了する一方で、応急仮設住宅の供与が1年間延長されると差が生じることについて、市町村からの要望等も強く受けており、昨年11月には知事、12月には副知事が、首長とともに国や自民党の復興推進本部に要望を行い、その結果、資金や人的支援を受け、現在県で対応している。

期間については、応急仮設住宅の供与との不公平感を埋めることが前提の事業のため、現時点では、今年度1年間の31年3月までと考えている。

神山悦子委員

今の時点ではそれを受け入れておきたい。自主避難者の政府交渉の中で国もそのように決めているが、あとは県の判断となる。いろいろな事情がある方もたくさんいるので、自主避難者に限らず、来年3月で切つてよいのかはまだ考えどころがあることを含んだ答弁だと感じた。

今の時点では平成31年3月までだが、避難者の実態を見て、一律に切ることはないようにしてほしい。避難者の住まいの確保や家賃負担について、これから問題が一斉に発生してくると思う。このあたりの対応が求められていくと思うので、よく実情を把握してほしい。

また、現在避難者数は5万人弱とのことだったが、県内外の自主避難者への支援はどうなるのか。県による支援はなくなるのか。また、自主避難者数を聞く。

避難者支援課長

避難者数は、復興庁が県外の避難者数の統計をとっており、本県から県外に避難している方は約3万4,000人である。

その中で自主避難者は統計上正確に整理しているものではないが、市町村の公表データから、推計で約半数の1万7,000人程度と考えている。

ただ、県内の避難者数は応急仮設住宅の入居者を中心に統計をとっているため、現在は数に入っていない県内の応急仮設住宅終了者に対しては、相談窓口等を記載したチラシを送付するなど、実態把握に努めている。

神山悦子委員

県自身が行って求めている賠償は今の時点でどのくらいの金額か。

また、賠償の対応について、最近の報道だったと思うが、浪江町のADRに関して、担当の弁護士が、東京電力が条件をのんでくれないので手を引くとあった。このADRの問題について県はどのように捉えているのか。

原子力損害対策課長

1点目は、県が求めている県庁内部の賠償額とのことと思う。この件に関しては、総務部が賠償請求している。

また、浪江町のADRの件である。個別の案件について、県として直接コメントすることは差し控えたいが、県の原子力損害対策協議会の要望、要求活動を通して、和解仲介案を積極的に受け入れるように求めていくとともに、被害の実態に見合った賠償をするよう求めてきた。

今後とも、粘り強くADRの和解仲介案を積極的に受け入れるよう、東京電力に対して求めていく活動に取り組みたい。

神山悦子委員

ADRはいろいろなところで利用しているが個別案件ではない。

県も承知していると思うが、浪江町は全員協議会を開き、議会を挙げて抗議している。

町が最初に要求した金額から下げているにもかかわらず、東京電力の姿勢は余りにもひどいと思う。ADRを求めていくとのことだったが、県は本気で求めているのかと思わざるを得ない。これはADR崩壊だと思う。

ADRは、裁判によらずに解決するためにわざわざ国が設置したものである。

原子力損害対策協議会の話があったが、全体会を今の時点で開くべきではないか。8年目に入って、いろいろな状況が生じている。原子力損害対策協議会の役員だけでなく、全体会を開いて、国及び東京電力を呼んで加害責任を求める姿勢を見せていかない限り、このままずっと後退していくのではないかと本当に心配である。

賠償は、やはり生活再建や営業再建といった本県の復興に大きくかかわる。なぜ県がそこに本気にならないのか。

原子力損害対策課長

ADRセンターについては中立公正な立場で和解仲介する機関であると認識しており、簡易かつ柔軟な手続で解決が図られている。

ADR全体の申し立て状況は、全体の累計で約2万3,000件であり、これまでに約9割が終了し、そのうち8割弱が和解されている。

また、県の原子力損害対策協議会の活動については、関係団体及び市町村を訪問し、さまざまな意見を聞き課題等の把握に努め、各課題の状況に応じて適切に判断し、活動等を展開していきたい。

神山悦子委員

原子力損害対策協議会は知事が会長である。訪問等だけでは済まない事態が起きている。全体会を開くよう知事に伝え、

開催の方向に進めるよう要望する。

円谷健市委員

福島イノベーション・コースト構想について、福島ロボットテストフィールド等の拠点整備が進められており、平成30～31年度開所予定と示されているが、福島イノベーション・コースト構想を、雇用、地元の企業との連携及び事業の創出と多方面に進めていかなければ、本県にとって大きなプラスにはならないと思う。今後の取り組みについて考えを聞く。

企画調整課長

福島イノベーション・コースト構想については、構想の内容及び取り組みを盛り込んだ重点推進計画案が先月25日に内閣総理大臣の認定を受け、いよいよ国家プロジェクトとして動き始めた。福島ロボットテストフィールドを初めとする数々の拠点が順次開所していくが、その拠点を整備するだけではなく、それを使っていかに産業集積をするか、あるいは雇用を生み出すか、地元企業を巻き込んでいくかといったところが非常に重要である。

この構想を推進するため、昨年度、(一財)福島イノベーション・コースト構想推進機構を立ち上げた。この機構は、今年度から体制を大幅に強化し、28名体制で本格的な事業を開始している。この推進機構を中心に、地元企業のマッチングや人材育成を進めながら、福島イノベーション・コースト構想の本来の目的である産業集積及び地元企業の再生を進めていきたい。

円谷健市委員

要望だが、地元での経済効果が生まれないと、帰還する気持ちにもならないので、避難者が帰還したくなるようしっかりと取り組んでほしい。

宮川えみ子委員

ADRについて、先ほど賠償の説明があったが、県は県民の立場に立つべきであり、他人事のような言い方ではまずいと思う。

ここは避難地域等復興・創生対策特別委員会である。「ふくしま復興のあゆみ」を見ても、農産物の価格や教育旅行等、これから先も大変な状況が続くとの説明がある。そのような中で、賠償問題が進まないことは非常に問題である。県民の本当の復興のためにどうあるべきかの立場で、賠償問題に取り組んでほしい。そうしないと本県には疲弊ばかりが残る。

2点質問である。ふくしま医療人材確保事業について、日本共産党県議団で浜通りの自治体の首長と懇談してきたが、医療問題は非常に深刻な状況で、いわき地域と双葉地域を一体的に考えていかななくてはならない。17名の医師の確保とのことだったが、医師の勤務状況は改善の方向に向かっているのか。

青木稔委員長

これは所管部が違う。保健福祉部である。

宮川えみ子委員

教育庁はよいか。

青木稔委員長

教育庁はよい。

宮川えみ子委員

加配を続けてほしいとの首長の要望により継続していることはよいが、加配をしてもらわないと避難地域は複式や複々式学級となってしまう。

そのような状況が解消されるまで加配の継続を考えているのか。

義務教育課長

本来、単学級での指導が可能だった学校が子供たちの避難によって人数が減り、複式になることを避けるため国から加配してもらい、必要な学校に配置している。小中学校に関しては、昨年度491名の加配があり、今年度も同数配置してもらっている。

加配措置は必要と考えているので、引き続き、国に必要性をしっかりと訴えていきたい。

神山悦子委員

491名の内訳を聞く。

また、私も加配がいつまで続くのか心配である。子供たちの教育にはどの被災自治体も力を入れていきたいと言うが、子供はまだまだ少なく、若い世代が戻ってこない。加配はいつまで続くのか。

もう一つ、震災特例の就学援助はいつまで続くのか。持ち出しがこれまでよりふえているのは当然である。国からいろいろな金銭的支援があり、教育の問題でも支援があるからやってこられた。めどもつかないうちに復興・創生期間が終わり、支援をやめられてしまったら、目指す方向には行けない。以上2点について聞く。

義務教育課長

資料97ページについて、(3)に加配教員525名とある。先ほど491名と述べたのは、小中学校の合計である。(4)の平成30年度に小中学校491名とあるが、昨年度も今年度も同数である。

我々も加配が必要だと思っているので、国にしっかりと働きかけていきたい。

もう一点の被災児童生徒に対する就学支援について、必要な方々に必要な手だてがきちんと届くことが必要だと考えている。実際に、対象となる児童生徒数が減ってきているが、これに関しても、引き続き国に継続を要望していきたい。

安部泰男委員

先日、浪江町の大堀相馬焼のある窯元が、いわき市で新たに窯を開いて再スタートした。

その方によると、大堀相馬焼を浪江でやっていたときには、伝統工芸として国からもいろいろ助成があったが、窯元が県内各地に分散してしまい、これから先のことを考えると、とにかく再生し生きていくために売らなくてはいけないとのことだった。

学校教育の中で、校舎への大堀相馬焼の使用を願いたいとの要望があったため、検討してほしい。大堀相馬焼でつくったものを校舎につけるなど、学校教育の校舎に限ったことではなく、その他の県の施設でもぜひ使ってほしいと要望があったので、検討願う。

宮川えみ子委員

ふくしま医療人材確保事業について、医師確保の施策があった。最近では医師の自殺や過労死などもあるが、全体として働き方は改善の方向に向かっているのか。いわき地域の勤務医の状況が厳しいと思うが、全体的な傾向も聞く。

もう一点、イノシシの鳥獣被害対策について、暫定値が促進事業の中で出ているが、これまでやってきた計画等の総括との関係ではどのように事業が進められているのか。

医療人材対策室長

医師の働き方についてデータはないが、相双地方に限らず県全体として医師数は少しずつふえてきているものの、勤務状況についてはなかなか厳しいものがある。

国でも、医師の働き方の改革について今後どのように取りまとめていくか検討し、その上でガイドラインをどのように出していくか検討している。県としても、働き方改革に沿った形で、今後、医師の需給状況をどのように考えていくか検討していきたい。

環境保全農業課長

イノシシ有害捕獲促進事業については、約3,060頭という暫定値である。

これについては、鳥獣被害防止総合対策事業に基づいた計画的な捕獲を進めており、その中の鳥獣の捕獲でこのような暫定値が出ている。

宮川えみ子委員

医師の働き方について、数値は持っていないとのことだが、改善されているかくらいはわかるのではないかと。

また、イノシシの問題は、今までの総括がなければ数字も出てこないと思うが、答えがなかったように思うので再度答弁願う。

医療人材対策室長

働き方改革そのものについてのデータはないが、医師数については県内で増加傾向にある。

相双地方でも一応増加しているものの、全国的には非常に少なく、医師が働いている各医療機関で働き方改革についての議論がなされている。例えば医師が行う業務について、ほかの職種の方が代替できないかの検討がなされているので、今後改善していくのではないかと考えている。

自然保護課長

昨年度の数字については、狩猟期間が終わって間もないのでまだ積算中だが、管理計画で定めている年間1万8,000頭は超えるのではないかと試算している。

管理計画も3年を過ぎ、今年度、これまでの捕獲実績、農業被害など計画がきちんと行われているかを分析、検証した上で、専門家の意見を聞きながら、計画を1年前倒して策定する方向で現在調整している。

神山悦子委員

共産党県議団で今週15日に避難地域の首長と懇談してきた。

川内村、富岡町、檜葉町及び広野町において共通して出されたのが、復興庁が終わったらいろいろな事業がどうなるのかであった。つまり、財源の確保や方針がよく見えない中で、既に始まっている事業が心配だとの声があったので、そのような立場で聞く。

医療人材確保の説明があったが、県でも、2次救急医療機関がことし4月にオープンした。それはそれで非常に助かるが、例えば広野町や檜葉町など作業員をたくさん受け入れているところは帰還者のほかに作業員の対応もしなければならない。

広野町でも、地元の医療機関等が輪番制になったり、救急だけでは対応できない病院そのものの体制整備がまだまだ求められている。救急医療以外の病院の再開状況について、官民合同チーム等からの再開に向けた支援もさまざまなものが

あるが、今まで休止していた医療機関数、再開した医療機関数について聞く。また、現在再開した医療機関がどのように機能し、どのようなことが今後必要になるのか。後で資料も提出願う。

地域医療課長

医療体制の復旧状況及び医療機関の再開数等だが、被災12市町村において、震災前は病院が8、診療所が60、歯科診療所が32の合計100が稼働していた。現在の再開状況は、病院が3、診療所が22、歯科診療所が4、合計29である。

また、こうした医療機関は、被災地において、1次医療と2次医療を担っている。1次医療について、葛尾村では、ずっと医師確保等の体制が整わず診療所が再開できなかったが、平成29年11月に地元医師会の協力を得て再開にこぎつけた。現在、避難解除があった全市町村で1次医療の最低限の体制は整った。

2次医療機関についても、ふたば医療センター附属病院が4月から24時間365日体制で稼働している。

今後の課題としては、透析医療など専門医療及び小児科、産科を初めとする特定診療科では医療資源が不足しており十分な体制がとられていないことがある。現在は、周辺の相馬地域及びいわき地域の整備を支援し、被災地に帰還した方やいわき地域等に避難している方の医療を支えているが、医療人材の確保等とセットで進めながら、医療提供体制の充実を図っていききたい。

神山悦子委員

資料をペーパーで提出願う。

もう一つ、介護体制について聞く。介護も、もともとあったところや休止してしまったところなど、再開状況はどのようなになっているのか。資料も提出願う。

青木稔委員長

後ほど資料提出できるか。

保健福祉部政策監

調査内容②の内容で、担当課が退席しているので、後ほど資料提供する。

神山悦子委員

農林水産部関係について聞く。

大区画化の話があった圃場整備は、どのくらいの面積に拡大するのか。

また、この事業に手を挙げた人は、数字としては出ているが、市町村ごとではどのくらいになるのか。資料も提出願う。

大区画化の圃場整備事業について、川内村では、今のところ受益者負担がないことで始まっているが、復興期間が終わったらそれがどうなるかとの心配について私もそのとおりで思う。

被災地特例でやってきた事業を復興庁が終わっても続けていくべきと思うが、状況を聞く。

農村基盤整備課長

復興基盤総合整備事業について、東日本大震災復興交付金及び加速化交付金を活用し、大区画圃場整備等を行っているところもある。基本的な面積は1haで進めている。

平成30年度は36地区で実施を予定しており、今後、地元の農業基盤整備の要望等に応じながら、計画を進めていきたい。

市町村では、津波被害を受けた地域及び被災12市町村内で実施している。

神山悦子委員

この事業は昨年度に新しく始まったのか。被災12市町村内で実施しているとのことだが、希望の有無がわからなかったので聞く。今までの実績はどのようになっているのか。

農村基盤整備課長

東日本大震災復興交付金を使い、平成23年度の補正予算から事業がスタートしている。

その後、福島再生加速化交付金が25年度補正予算から実施され、これまで27地区の事業を進めており、終わった地区は2地区だが、今年度は継続地区と新規地区を合わせて36地区で実施している。市町村では、浜通りの10市町村に避難指示が出ていた市町村を合わせて15市町村で事業に取り組んでいる。

神山悦子委員

原木シイタケの実証事業を行っているとのことだが、現在どのような段階にあつて、いずれ販売できるようになるのか、状況を聞く。

林業振興課長

現在、露地栽培の原木シイタケは17市町村で出荷制限がかかっている。

原木シイタケ露地栽培実証事業は出荷制限解除を目指すため、県内50地区に、放射能汚染の影響を受けていないほだ木を敷設し、ほだ木の汚染状況の推移を確認するために行っている。現場では、ほだ木2本を平行に並べ井桁状に4段に積み上げており、検証結果として、空間線量の高い地区のほだ木は汚染が進みやすいことと、下の段のほだ木ほど汚染しやすいことがわかってきた。

また、ほだ木を直接、地べたに置いたものと、シートを敷設して置いたものでは、シートを敷設したものが汚染の度合いが低く、効果があることがわかってきた。この事業は平成28～30年度で実施する計画であり、知見を積み上げて、出荷制限解除に向けた指標をつくっていききたい。

神山悦子委員

もう一点は土木部長関係の質問である。

復興公営住宅の関係で聞く。既に入居しているところに関して、たびたび対応してもらっているが、例えば、二本松市の石倉団地において、出先の建設事務所が対応し、委託事業者に管理などを依頼している。そのため、皆判断が違う。以前、郡山市の復興公営住宅の守山駅西団地で出先の委託業者がだめと言ったものを、県は大丈夫と言ったことがあった。今回の石倉団地の場合は、自転車置場にバイクを置きたいとのことだったが、自治会で対応してよいと言われても、県ではだめと言うなど、いろいろあり、県庁でも対応してもらっている。

この復興公営住宅関係だけではないが、当面、被災者がいろいろな対応に翻弄されることのないようにするにはどうしたらよいかと思っている。まずは柔軟な対応が必要だと思う。住民から要望があり周りからの了承がとれていれば、もっと柔軟に対応してもよいと思われる事例がたくさんあると思うが、対応の仕方について聞く。

青木稔委員長

今の質問は当該課長がいないが、答弁できるか。

土木部政策監

復興公営住宅について、調査内容②「帰還支援・生活再建支援」の内容に当たり、担当の総室・課が出席していない。

質問を承り、後ほど対応したい。

安部泰男委員

要望である。

先日、いわき市内で大堀相馬焼の新しい窯を開いたというニュースを見た方も多いと思う。その方から、グループ補助金などの再生補助金が本当にありがたく、助かったとの言葉ももらった。

これから再開するに当たっては、物が売れて、地元の窯が永続的にも発展していかなくてはならない。例えば、大堀相馬焼の焼き物を使ったモニュメントなど、機会があれば、県の施設に活用するなど、産業の再生に資するよう取り組んでほしい。

(7月 4日 (水))

建築住宅課長

5月17日の第3回委員会において、神山委員より質疑のあった復興公営住宅の管理について説明する。

県北地区の石倉団地や県中地区の団地において、指定管理者と建設事務所の判断の違いにより住民が困惑する事例が生じているため、住民が困らないように対応してほしいとの内容だった。

県としては、建設事務所と指定管理者との情報共有を緊密に行い、入居者が困惑しないよう配慮して復興公営住宅を管理運営していく。

このほど建設事務所に対し、指定管理者とともに現地にて自治会長と顔を合わせるなど、きめ細かに対応するよう改めて指示した。

神山悦子委員

リアルタイム線量計、いわゆるモニタリングポストについて、福島第一原子力発電所周辺の地域に集約拡大することも一つの方向だが、県内各地にある約3,000台のモニタリングポスト、リアルタイム線量計を集約することが、2月定例会直後の3月末に突然発表されて驚いた。このことに対して不安の声が上がり、市町村議会でも審議されているようである。目で見て日常的にわかるものなので、首長からも継続して設置を求める声広がっている。この件について、県の対応は少し曖昧ではないか。県はどのような方針か。

放射線監視室長

今回、資料に載せているのは、県のモニタリングに関する事業の説明である。

一方、指摘のあった件は、国が事業者となって管理しているリアルタイム線量測定システムに関することだと思う。

今ほど部長から説明があったのは、県がモニタリングをする際、どのような観点及び側面からモニタリングをするかであり、福島第一原子力発電所の廃炉が完了するまでの間、漏れなく必要かつ十分な監視を行い住民に結果を知らせるということである。

加えて、全県モニタリングを行っている箇所は県内1万カ所以上あるが、県の事業として、移動モニタリングや集会場の調査を行い、その結果も測定するたびに新聞に公表している。さらに、国が事業者となっているリアルタイム線量測定システムについては、事故当初の子供の施設を中心に、不安解消に資するため設置されたものであり、今回、国が監視の目的で設置している測定局と近接している場所や、災害から7年以上も経過して線量が安定してきている場所もある。そういう重複等も含めて整理する方針を示したものが3月の内容である。

県としては、もちろん地点の重複等はあるだろうが、まずは地域の実情に沿って進めるよう、当初から国へ意見を述べ

ている。

具体的には、除去土壌がまだ搬出されていない箇所については、心配の種がなくなるまでの間は測定を継続してほしいとの地域の声を丁寧に拾ってきちんと反映させる形で、合意を得て進めてほしいと言っている。

今後、住民説明会等が開催される中で、さらに地域の声が上がってくると思う。そういったものを聞きながら、今後も、県として、国に言うべきことを言いながら整理してもらおう方針で臨みたい。

神山悦子委員

部長の説明の趣旨はわかった。

原子力規制庁が、2020年、オリンピックの年くらいまでに、県内にある学校、児童館及び公園などにあるリアルタイム線量計、モニタリングポストを撤去する方針を明らかにしている。除去土壌が搬出されるまでということは当然である。

しかし、リアルタイム線量計、モニタリングポストがあることが安心につながるというのがお母さんたちの声であり、住民の声である。

それをあと2年くらいで撤去する方針に対して、只見町から住民説明会が始まっているようだが、その中でも不安の声がたくさんある。

さきの県民世論調査にもあったように、5割弱は明確に撤去に反対であり、賛成は27%くらいだったと思う。そのくらいしか賛成していないことは、まだ時期尚早だということではないか。

このような論議から、国が撤去することに対して、幾ら国のやることとはいえ、やはり県がもう少し明確に態度を示すべきである。地域住民にとって、リアルタイム線量計、モニタリングポストがあることが本当に安心につながったり、日常生活にも深く根づいている。

これからも地震や原発事故のいろいろな問題がないとも限らないことを考えれば、国の動きに対して、ただ、県がつないだり、丁寧に説明するだけでは非常に弱い。

もう少し県民の意向を酌んで、実態をきちんと伝えるべきである。その上で時期を検討するように求めたいが、もう一度答弁願う。

放射線監視室長

住民、市町村からさまざまな意見を聞いており、県としても、当初から期限の問題ではないと話をしている。さらに、予算の話でもないことは強く述べている。

必要なものは必要な場所に置いて測定していくことがあるべき姿とと思っているので、リアルタイム線量測定システムがあること自体が安心につながっているとの意見がある以上、県としては国にその都度、強く求めていきたい。

只見町の住民説明会については、線量がかかなり低い地域ではあるが、今後とも残してほしいとの意見が大勢を占めていた。

学校の先生からは、教材として使うなど、さまざまな意見等もあるので、規制庁も当然無視できないと考えている。県としても、県民の意見を確実に伝えて、適正な配置を求めていきたい。

神山悦子委員

ぜひその立場を貫いて、両論併記にならないようにしてほしい。ここだけは強く指摘しておく。

もう一つ、中間貯蔵施設に持って行くための減容化の一つの方法として実施が予定されていた二本松市での汚染土壌の実証実験について、二本松市の全員協議会の中で、環境省がこれを見合わせるとのニュース報道があった。

いわば白紙撤回だと思っているが、住民からの反対の声もあることから、住民合意が大切であることを県も述べてきた。県の見解を聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

風評等に対する懸念も示されたため、環境省から、実証事業の実施に当たって、中止も含めて再検討すると県に報告を受けている。

県としては、再生利用の実証事業実施段階から、安全性の確保はもちろんのこと、住民理解や社会的理解が極めて重要であるため、丁寧な対応を求めてきた。

引き続き、国に対して求めていきたい。

神山悦子委員

もう一度確認だが、二本松市での実証実験は取りやめるとの理解でよいか。安全性、丁寧な説明及び住民合意はぜひ堅持してほしい。

そこは牧草地もあり、牧草を買う他県の業者から、そのようなところで作るものだったら買うのをやめなくてはいけないとの話が出たことがある。住民説明会では、もし買ってもらえなければ3,000万円くらいの損失が出るとの意見を述べた方がいると聞いた。たった200mとはいえ、そのような声が強かったので、私は賢明な判断だと思う。今後とも、実証実験も含めて、県の対応も非常に大切になってくると思うので、引き続き対応願う。

中間貯蔵施設等対策室長

二本松市での実証事業については、中止も含めた事業全体の再検討を行うとのことである。なお、これまで実証事業実施に向けて行っていた業者との契約は解除するとの報告を受けている。

今後の対応等に係る県の確認等については、委員から話のあった内容を踏まえ、しっかり対応していきたい。

宮川えみ子委員

廃炉・汚染水対策について、報道によると、トリチウムだけが分離できないため、そのまま海に放出することを規制庁などが提案してきているようである。初期の段階かと思うが、トリチウムを取り除く研究が少し進んだとの報道があった。やはり漁業者や一般の県民は非常にこのことを心配している。

きのうも常任委員会で漁協に行ったが、回復のために必死になって頑張っている、一遍にだめになることへの危機感もある。人が宇宙に行く時代にできないことはないのではないか。金がかからないから安易に捨てるのではなく、必死になって、トリチウムを分離して解決する方法を求めるときだとの声も聞いているが、現状はどうか。

原子力安全対策課長

過日、近畿大学において、トリチウム水からトリチウムを分離する技術が確認できたとの報道があった。

発表を確認したところ、これまでもトリチウム水の取り扱いについて、国のタスクフォースで技術的なことやその後の処理の仕方が研究されており、分離などの技術的な部分は何点か確認されていた。それに加えて、近畿大学で新たなことが見つかった。

まだ実験室段階の研究なので、1時間で3.5gの処理である。

福島第一原子力発電所の中には多くのトリチウム水が保管されている。実験室から実用段階及び経済的な面も含めて、研究者もまだまだ課題はあると述べているため、今後の研究を見ていきたい。

なお、いろいろな懸念があると漁業者の気持ちがなえてしまうとの声もある。

トリチウム水の取り扱いについては、国が小委員会を設置し、技術的な部分や処理の方法を議論している。

これに関しては、経済的な判断だけではなく風評などの社会的な影響を含めて、きちんと国民や県民の声を聞いた上で

判断してほしいと国及び東京電力に対して述べている。引き続き、そういった態度で臨みたい。

宮川えみ子委員

世界に例のない原発事故を引き起こしたが、特に汚染水の問題は、チェルノブイリやスリーマイルと異なる、日本が直面している原発災害の最大の困難だと思う。ALPSも、何年もかかってここまで来たので、この報道は一般の県民も見えていて、早速意見を受けている。

やるべきことをやらないで安易に汚染水を流すことを提案してきた規制委員会や国に対する不信任は非常に強い。そのようなことも含めて、県民の声に答えるようにしてほしい。これは回答が難しいと思うので、要望としたい。

神山悦子委員

2点聞く。バークの処分について、これは事業そのものの支援だと思うが、具体的にどのように処理するのか。経費支援だけでなく、処理方法はどうなっているのか。

林業振興課長

製材業者から出たバークについては、震災前は燃料などに使えたが、放射性物質に汚染されていることもあり、現在は大体7割が産廃処理されている。

この事業は、製材業者から出るバークの処理に当たって、福島県木材協同組合連合会が産廃業者に金を支払い、かかった分を東京電力に請求し、東京電力から支払われた段階で、その金を県に戻すことで成り立っている。県内外の産廃業者に運ばれて処理されているが、産廃業者も放射性物質の濃度を気にしており、この値以下だったら受け取るということで運んでいる。バークの処理は、産廃業者が燃やしたり、埋め立てたりしていると聞いている。

神山悦子委員

最後のところが一番知りたいところであり、よくわからない。

業者に委託するとの観点はわかったが、それは県内で行っているのか、または県外に持っていつているのか。処分の方法まで、私は心配である。

林業振興課長

県内外に運ばれて処分されている。昨年の例で述べると、産廃処理された部分もあるが、使えるものについては、バークを堆肥等に有効利用している。

神山悦子委員

以前に田村市で、木質チップを燃やしてバークも使って発電を行うことが問題になっていた。

バークの処理は、放射性物質が高い部分もあるし、木材の質によっても違うようだが、基準はばらばらなのか。

県が処理方法にどこまでかかわっているかがよくわからない。県はどのようにしようとしているのか、やはりきちんと示すべきではないか。

林業振興課長

国から、400 Bq/kg未満のものであれば堆肥等に使えるとの基準等が示されている。

なお、燃料として利用する場合、どのくらいのものであれば燃やしてよいなどの具体的な基準はないが、基本的に灰となった場合、8,000 Bq/kgを超えない形で管理されている。国からは、家庭用ストーブに用いるペレットでは、バークペ

レットの場合は300Bq/kg、ホワイトペレットの場合は40Bq/kg以下が当面の指標値として示されている。

神山悦子委員

これは意見である。

小さくすれば凝縮されて値が高くなることもあるため、そのような基準なのかと思ったが、パークの扱いは今後とも慎重にすべきであり、これからもいろいろな問題がないとも限らない。福島県木材協同組合連合会への支援は続けていくべきだと思うが、その後の処理まで含めて、きちんと目を配る必要があると思うので、求めておきたい。

また、県中の浄化センターでの処理について、資料を読んだだけではよくわからなかった。今どのような段階にあって、これは搬出までどうなっていくのか。

下水道課長

県中浄化センターの現在の状況だが、約3万8,000tの保管汚泥があった。これは、仮設の焼却施設で焼却している。そのほかに、県が熔融施設で熔融処理をしている。現在処理は全部終わっており、焼却灰等が県中浄化センターで保管されている。約9,500tが保管されており、そのうち約8,400tを環境省の管理型の最終処分場に搬出することが決定している。搬出する時期は平成30年9月～32年4月を予定している。8,000Bq/kg以上なので、国が直接搬出する。

また、10万Bq/kg以上の焼却灰等が400t程度ある。これは中間貯蔵施設への搬出を予定しているが、搬出時期等は未定である。

8,000Bq/kg以下の焼却灰等については県が搬出するため、順次最終処分場などの受け入れ先を確認しながら搬出している。

神山悦子委員

いずれにしても搬出はこれからのところもあると思うので、安全な保管と搬出を行うよう願う。

そのことに関して、旧フクシマエコテッククリーンセンターの説明があったが、具体的にはいつごろから実施することになるのか。

中間貯蔵施設等対策室長

旧フクシマエコテッククリーンセンター、特定廃棄物埋立処分施設について、埋立処分や廃棄物の搬入は、昨年11月17日から始まっている。

ただ、対象物が特定廃棄物なので、基本的には、管理しているところと輸送や処分を行う環境省で搬出計画等を調整して、順次、特定廃棄物を埋立処分施設に搬入し処分を進めている。

なお、特定廃棄物埋立処分施設、旧エコテックが富岡町に設置されているが、そのうち、いわゆる焼却飛灰、セメント固形化が必要なものについては、特定廃棄物埋立処分施設の一体施設としてセメント固形化施設を楡葉町の波倉地区に整備中である。ことし10月に稼働開始予定であり、搬出・処分の計画が調整されている。

神山悦子委員

富岡町に搬出されていくようだが、特定廃棄物等はどれくらい運ばれたのか。

中間貯蔵施設等対策室長

環境省が公表している施設に運ばれた袋数は、5月末現在で累計2万1,154袋である。

神山悦子委員

最後にこの項目で終わりにする。

帰還困難区域について、飯舘村では、現在、工事発注に向けた手続が進められている。

飯舘村の除染のやり方についてはいろいろ意見があるようだが、どのような工事になっていくのか、除染のあり方も含めて示してほしい。

除染対策課長

特定復興再生拠点区域の除染については、飯舘村に限らず、除染、家屋解体及びインフラ整備を一体的に進めるとして、既に、大熊町、浪江町及び双葉町で除染に取りかかっている。飯舘村では、工事発注に向けた手続が進められている。

神山悦子委員

飯舘村では3つの点から特定復興再生拠点整備が行われるとのことだが、再生事業のように、汚染土壌を再生利用して、その上に新しい土をかぶせて植栽を植えるとの話を聞いている。このようなやり方でよいのかと思う。

除染のあり方について、県はどのように考えているのか。

中間貯蔵施設等対策室長

除染土壌の再生利用については、飯舘村で、帰還困難区域である長泥地区の特定復興再生拠点区域の計画策定に当たって、村の構想の段階から環境再生及び農地造成という話があり、環境省は、村からの要請を受けて、再生利用の実証事業を行うことにより村の環境再生に協力することについて合意したと承知している。

現在は、特定復興再生拠点区域の計画が国に承認されているので、除去土壌の集約や再生利用の実証事業実施について、環境省が計画を地元で説明している状況にある

。

神山悦子委員

長泥地区で実施する面積と、フレコンバッグで何袋を予定しているのか聞く。

中間貯蔵施設等対策室長

現在、環境省が地元で説明している状況としては、村内の除去土壌、フレコンバッグ3万袋を長泥地区に集約して、今年度の実証事業として、そのうち9,000袋を再生資材化して実証事業をする計画について説明していると承知している。

面積については、詳細計画等の説明を受けていない。

神山悦子委員

状況はわかった。

いずれにしても、本当は住民の合意が必要だと思うし、これは国の直轄事業なので、事あるごとに、住民合意をきちんと行うよう求める。

宮川えみ子委員

被災家屋について、国直轄の解体の申請受け付けが1万4,000件あり、そのうち解体を行ったのが1万200件で、進捗率73%とのことだが、どのくらいの時間がかかるのか。

また、申請受け付けが1万4,000件だが、これ以上ふえることはないのか。実際に仕事をしている方は福島県民が多い。県外から来ている人もいるかもしれないが、私の知っている限りは県民が多く、非常に悪い条件で働いている。地元の企

業が直接受けて、下請業者が間に入らず、働く人にきちんと金が支払われるよう要請してほしい。どのような状況にあるのか。

一般廃棄物課長

国が実施している家屋の解体事業について、現在、大熊町、双葉町及び富岡町を除いては、受け付けを終了している。

1万4,000件ほど受け付けがあり、そのうち1万200件の解体が終了した。

国に対しては、受け付けが終了したところについても、住民から要望があれば、柔軟に対応するよう依頼している。1万4,000件という件数については、3つの町が受け付けを継続していることと、柔軟な対応を依頼していることから、今後伸び続けると考えている。

解体終了時期は、おおむね今年度を目指して手続が終了しているが、一部の町村で入札手続が行われていないところもあるので流動的である。賃金の支払い及び労働環境の部分についても、適正に対応するよう、その都度、国に対して依頼している。

宮川えみ子委員

現在受け付けているうち約27%は今年度で終わるとの理解でよいか。また、今も受け付けているから、最終的な終わりはよくわからないとの理解でよいか。

さらに、労働環境の問題については、その都度依頼をしているとのことだが、具体的にはどのような場所でどのような話し合いをしているのか。相手との関係もあると思うが、大変な条件の中で働いているのは県民なので、厳しく言ってほしい。具体的に、「その都度」とはどういうことか。また、どのような相手に依頼しているのか。

一般廃棄物課長

受け付け件数に対する解体終了の見込みは、浪江町を除いて、今年度中に完了する予定で業務の発注が済んでいると聞いている。

浪江町はまだ受け付けを終了したばかりで、全てを発注できない状況もあるため、もう少し時間がかかると聞いている。

環境回復推進監兼次長（環境保全担当）

そもそも家屋解体自体は国が直轄で発注しており、国の会計や工事発注のルールの中で、一般競争入札などといったロットの大きな形で発注しているのが実情である。

現実には下請会社に仕事が渡っていく状況もあり、我々としてもしっかりとした元請、下請の関係をつくることなどにより、適正な賃金を支払うよう、当事者である国に依頼している。具体的には、国との連絡調整の場などで依頼してきた経過もある。引き続き現場の状況などを確認し、機会を捉えて、改善されるように依頼していきたい。

宮川えみ子委員

福島労働局の調査での違反も除染はひどい状況にある。

若干よくなったといっても、少しよくなったくらいで全然目標に届かないようでは、今後どうなるのか心配なので、やはりそのような声が議会でも出ていることを踏まえて、国に厳しく述べてほしい。これは要望にしておく。